

記載例

設備使用申込書

令和 年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

依頼者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目1-1 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の職氏名) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印※ 電話番号 011-000-0000	代表者の押印が必要になります。
振込依頼書 (請求書) の送付先 (上記と異なる場合)	住所 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-20 〇〇〇〇株式会社 旭川支店 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 0166-00-0000	記載されている方宛てに振込依頼書を送付します。

※ 過去に使用料又は手数料の収入契約を締結・履行したことがない方が、使用料を後納しようとする場合には、押印 (法人にあっては代表者印等) と確認書類が必要な場合がありますので、担当者にお問い合わせください。

使用希望する設備 (施設名) を記載してください。	研究機構試験機器等の設備を申し込みます。また、同規程第	2日以上、連続で使用する場合は、いずれかに○を付けてください。
使用設備名又は施設名	開口部断熱・防露性能試験装置	
使用期間	令和 2年 6月 1日 時 分から	就業時間内 <input type="radio"/>
	令和 2年 6月 3日 時 分まで	
使用目的	3 時間又は日間	
使用目的	サッシの断熱性能試験のため	
使用責任者氏名及び使用者数	所属: 〇〇部〇〇課 氏名: 〇〇 〇〇 連絡先: 0166-00-0000	使用者数 3 人
その他必要事項		
点検事項 ※この欄は、記入しないでください	点検月日	当所で使用しますので記入しないで下さい。
	異常の有無	
	点検者職氏名	

注1 使用期間が2日以上となる場合は、使用形態に応じ、「就業時間内」「終日連続」の欄のいずれかに○印を記入してください。

注2 使用期間の時間は、占有時間とします。

注3 占有時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については1時間として試験機器等設備使用料を計算します。

以下 道総研記入欄 (事務処理・料金計算用) ※依頼者は記入しないでください。

担当者	項目	円
当所で使用しますので記入しないで下さい。		円
		円
		円
		円
		円

地方独立行政法人北海道立総合研究機構設備使用に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日規程第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う設備使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 設備使用とは、外部からの依頼に基づき、道総研が保有する試験機器等の設備及び施設（以下「設備」という。）の使用を開放することをいう。

(事前相談)

第 3 条 道総研に設備使用を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規定（平成 22 年 4 月 1 日規程第 4 号）第 2 条に規定する組織（以下「当該機関」という。）の担当研究職員等（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により、設備の使用について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

2 設備を管理する当該機関の長は、原則として前項に定める事前相談を終了し、担当職員の確認を受けた申込み以外は、これを受理しない。

(使用申込み)

第 4 条 前条の規定による事前相談を行った依頼者が設備を使用しようとするときは、設備使用申込書

(別記様式)を当該機関の長に提出するものとする。

(使用の可否)

第 5 条 当該機関の長は、前条の規定による使用申込みについて、内容等が不適切であると認められる場合、依頼者による設備の使用を承諾しない。

2 当該機関の長は、設備の使用を承認された依頼者（以下「利用者」という。）によって、当該機関の業務遂行に著しく支障をきたす事態が生じた場合は、その旨を使用者に伝え、利用承認を取消することができる。

(遵守義務)

第 6 条 使用者は、設備の使用に関して当該機関の長の指示に従わなければならない。

(使用終了後の点検)

第 7 条 使用者は、設備の使用を終了し、又は第 5 条第 2 項の規定による使用承認の取消しを受けたときは、その設備について、担当職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第 8 条 使用者は、設備の使用に際し、当該機関の設備その他の物件を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を担当職員を経由して当該機関の長に届け出るとともに、これを原状に回復又は理事長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又は理事長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

2 使用者が設備使用中に自己の責任若しくは不可抗力により負傷等を被った場合、道総研は賠償の責任を負わない。

(使用料)

第 9 条 道総研が有する設備の使用料については、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 50 号）」による。

2 依頼者は、前項の規定に係る使用料について、定められた期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第 10 条 既に支払われた使用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

(1)道総研の責めに帰する理由により設備が使用できなくなったとき。

(2)当該機関の長がその他特別の理由があると認めたとき。

設備使用をお受けするにあたって、大切な事が
書かれていますので必ずご一読ください。